

岡山県市町村総合事務組合職員の分限に関する条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 11 号】

改正 令和 5 年 3 月 30 日条例第 2 号 令和 7 年 3 月 28 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 27 条第 2 項、第 28 条第 3 項及び第 4 項、第 28 条の 2 第 4 項並びに第 29 条の 2 第 2 項の規定に基づき、職員の降任、免職、休職及び降給の事由、手続及び効果並びに失職の特例に関し定めるものとする。

(休職の場合)

第 2 条 職員（法第 29 条の 2 第 1 項各号に掲げる職員を除く。（以下この条から第 5 条までにおいて同じ。））が法第 28 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合及び水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合においては、これを休職にすることができる。

(降給の事由)

第 2 条の 2 降任された場合のほか、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降給（当該職員の等級を同一の給料表の下位の等級に変更することをいう。以下同じ。）（法第 28 条の 2 第 1 項本文の規定によるものを除く。）にすることができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第 3 条 管理者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は前条第 2 号の規定に該当するものとして職員を降給にする場合においては、医師 2 名以上を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 4 条 法第 28 条第 2 項第 1 号に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第 2 条の規定に該当する場合における休職の期間は、その必要に応じ、いずれも 3 年をこえない範囲において、それぞれ、個々に、管理者が定める。

2 管理者は、前項の規定による休職の期間中であっても、休職の事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じるものとする。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第5条 休職者は、職員の職を保有するが、職務に従事しない。

2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。

(条件附採用期間中の職員の分限)

第6条 条件附採用期間中の職員が、法第28条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合又はこれらに準ずる事由により、その職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合は、その意に反して、降任し、又は免職することができる。

2 第3条第1項の規定は、条件附採用期間中の職員を法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当するものとして降任し、又は免職する場合その他心身の故障を理由として条件附採用期間中の職員を降任し、又は免職する場合について、第3条第2項の規定は、条件附採用期間中の職員を降任し、又は免職する場合について準用する。

(失職の特例)

第7条 管理者は、公務遂行中又は通勤途上の交通事故により拘禁刑以上の刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が、その刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日にその職を失う。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成17年4月1日条例第11号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 岡山市町村総合事務組合職員給与条例附則第2項の規定の適用を受ける職員については、第2条の2の規定中「場合に」とあるのは「場合又は岡山市町村総合事務組合職員給与条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第15号)附則第2項の規定の適用を受ける場合に」と、「をいう」とあるのは「又は岡山市町村総合事務組合職員給与条例附則第2項の規定の適用を受けることをいう」として同条の規定を適用する。この場合において、第3条第2項の規定は適用せず、当該職員には、岡山市町村総合事務組合職員給与条例附則第2項の規定により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則 (令和5年3月30日条例第2号)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第2条 管理者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(第1条の規定による改正前の岡山市町村総合事

務組合職員の定年に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第 2 条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧定年条例第 3 条の規定により退職した者
- (2) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定による採用をいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による採用をいう。次項第 5 号及び第 4 項において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、管理者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（第 1 条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第 2 条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 4 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用をされた職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員

の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、組合市町村（岡山市町村総合事務組合を構成している地方公共団体をいう。以下次項及び附則第5条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、組合市町村における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第6条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 管理者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、管理者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合市町村における附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第6条 管理者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の管理者が別に定める短時間勤務の職（以下この条において、「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該管理者が別に定める短時間勤務の職にあつては、管理者が別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第7条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（岡山県市町村総合事務組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）

第 8 条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条及び次条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額 は、当該暫定再任用職員が第 2 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員給与条例（以下「新給与条例」という。）第 2 条の 3 第 1 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 2 項の規定により当該暫定再任用職員の属する等級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 1 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 2 条第 2 項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する等級に応じた額に、第 3 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第 2 条第 3 項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 13 条第 2 項及び第 14 条第 1 項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 18 条第 5 項及び第 19 条第 11 項の規定を適用する。

5 岡山市町村総合事務組合職員給与条例第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 10 条及び第 12 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（岡山市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 9 条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 10 条 第 4 条の規定による改正後の岡山市町村総合事務組合職員の懲戒に関する条例第 3 条の規定は、施行日において減給の期間中にある者及び施行日以後において減給を発令された者について適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。